



特定非営利活動法人
うつくしまNPOネットワークの概要

1. 概要

名称：特定非営利活動法人うつくしまNPOネットワーク（略称：UNN）

理事会：理事長 佐久間仁一（県中）

副理事長 大平佳男（県中、再生可能エネルギー）・照井義勝（いわき）

理事 鈴木和隆（事務局長）・山口 巴（会津）

樋口葉子（県南、子育て）・青田由幸（相双、地域福祉）

監事：柳沼芳裕（県北）・蛭川靖弘（会津）

職員：常勤職員 8人、非常勤職員4人

地域スタッフ：14人（原則として、7つの方部に各2名程度配置）

客員研究員：5人

伊藤弘基（都市計画）、松谷基和（市民活動）、大平佳男（再生可能エネルギー）、遠宮昭則（地域づくり）、相楽昌男（環境）

住所：〒963-8835 郡山市小原田 2-19-19

Tel：024（953）6092 Fax：024（953）6093

ホームページ：<http://www.utsukushima-npo.jp/>

メールアドレス：uketsuke@utsukushima-npo.jp

略 歴

2003年3月 2001年に開催された未来博の剰余金を用いた公益信託うつくしま基金の活用や申請をサポートする市民組織（任意団体）として設立
「UNN1.0」がスタート

2006年4月22日 新しい体制で再出発
「UNN2.0」がスタート

- 9月28日 公益信託うつくしま基金事務委任に関する協定書の再締結
- 2007年9月27日 NPO法人として認証（10月4日登記）
- 6月1日 郡山市清水台から小原田に引越し。新しい事務所での活動開始
- 2011年3月11日 東日本大震災と東電原発事故が発生
「郡山基地」「会津基地」「いわき基地」の開設・運営
- 6月20日 ふくしま被災者支援ネットワーク（絆ネット）の結成
- 8月1日 絆づくり支援センター（県内5箇所）の運営開始（事業終了）
- 10月1日 ふるさと絆情報ステーション（県内13箇所に設置）の運営開始（事業終了）
- 2013年4月1日 ふくしまNPOインキュベーションセンター（FNIC）の開設
- 2014年4月1日 郡山市市民活動サポートセンター（アシストパーク郡山）の運営開始（郡山市からの委託事業）
- 2017年4月1日 福島県地球温暖化防止活動推進センターの運営（福島県からの指定）
<http://fukushima-ondankaboushi.org/>
- 6月17日 平成29年度通常総会の開催。「UNN3.0」がスタート
- 10月16日 福島県省エネルギー相談地域プラットフォーム（福島県PF）の運営（syoene@utsukushima-npo.jp）

2. 設立趣旨と経緯

設立からの歴史を、流行りの言いまわして振り返ると、設立から2006年4月21日までをUNN1.0、そして2017年3月31日までをUNN2.0といえるだろう。

そして、平成29年度からUNN3.0が始まる／を始めた。

当会の使命（ミッション）は、多様で豊かな市民（県民）活動を創造し活性化させることである。「3.11」後は、「ポスト3.11」も冷徹に見据え、被災地・ふくしまの本当の復興・再生に、全身全霊で取り組むこと。

UNN3.0の柱の一つは、持続可能な開発目標（SDGs）に係る事業である。地球的な課題に、被災地・ふくしまの復興を結び付けて事業と活動を創造していく。支援活動の中で、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）を重視する。言ってみれば、「ESG支援」である。

当会の特徴は、

- ① 福島県や59市町村との多様な協働を推進していること
- ② NPO等・社会的企業等といくつものネットワークを構築していること
- ③ 単に市民活動だけではなく、地域づくりの様々な分野に係る専門性が高いことなどである。

市民活動セクターからの多様なニーズに応えるために、ネットワーク力、コンサルティング力、サポートの質・量を向上させ、頼りにされ選ばれるPSF（プロフェッショナル・サービス・ファーム）を目指している。

その行動規範は、市民活動セクターの益になることに、率先して全力で取り組むこと。市民セクターを担う人材の育成にも力を入れていく。

3. 事業内容

- (1) 東日本大震災と東電原発事故からの復興・再生に係る事業
- (2) NPO等の設立・運営・経営・連携・事務局に係る事業
- (3) ソーシャルビジネスの振興など、NPO等の活動基盤を充実させる事業
- (4) NPO等への寄付、助成、融資、投資に係る事業
- (5) 各種ネットワークの構築・運営・活用・事務局に係る事業
- (6) 国、都道府県、市町村、企業などとの協働・連携を推進させることに係る事業
- (7) NPO活動等に関する調査・研究・政策提言（アドボカシー）に係る事業
- (8) その他、その目的を達成するために必要な事業